

北側敷地境界線量の 年間 1 mSv未満達成に向けた低減対策

平成24年12月25日
東京電力株式会社



概要

瓦礫等一時保管エリアQの新設

- ・一時保管エリアQを新設
- ・比較的線量の高い瓦礫等を収納した容器をエリアBからエリアQに移動
- ・一時保管エリアBは、低線量瓦礫等の保管エリアとして継続使用
⇒ 敷地境界線量 約3mSv/年低減

瓦礫等一時保管エリアA1・A2の仮遮蔽

- ・一時保管エリアA1・A2に保管中の瓦礫等に土のう等により仮遮蔽を実施
⇒ 敷地境界線量 約2mSv/年低減



今回の対策を含め北側敷地境界線量は、
約0.4mSv/年となる



上記線量低減対策を平成25年1月下旬より実施予定

